

今回のテーマ：日米社会保障協定

日本と諸外国の間において国際的な人的交流が活発に行われていることに伴い、日本から海外へ派遣される日本人が、また諸外国から日本へ派遣される外国人が増加しています。このような人々については、年金制度をはじめとする派遣元の国の社会保障制度と就労地の社会保障制度にそれぞれ加入し、両国の制度の保険料を負担しなければならないことがあります（二重加入の問題）。

このような問題を解決するために、二国間で社会保障協定を締結することにより、年金制度等の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ年金が受けることができます。これまで、ドイツ（2000年2月1日発効）、イギリス（2001年2月1日発効）、韓国（2005年4月1日発効）との間で社会保障協定を締結してきましたが、この度2005年10月1付けでアメリカとも社会保障協定を発効する運びとなりました。

1 基本的な考え方

協定の対象者は、原則として、その人が就労している国の社会保障制度にのみ加入します。ただし、事業所から一時的（5年以内と見込まれる場合）に協定相手国に派遣される人は、引き続き派遣元の国の社会保障制度にのみ加入します。例えば、日本の事業所からアメリカに派遣される人は、原則としてアメリカの社会保障制度にのみ加入することになりますが、派遣期間が一時的であれば、引き続き日本の社会保障制度にのみ加入することになります。

2 加入する社会保障制度

アメリカでの就労状況・期間		加入する社会保障制度
日本の事業所からの派遣	一時的派遣（5年以内と見込まれる場合）	日本社会保障制度
	上記派遣者の派遣期間が、予見できない事情により5年を超える場合	原則アメリカ社会保障制度（申請内容により認められれば、日本社会保障制度）
	長期派遣（5年を超えると見込まれる場合）	アメリカ社会保障制度
アメリカでの現地採用		アメリカ社会保障制度

上記の考え方は、事業所で働く人だけではなく自営業者にも当てはまります。例えば、日本の自営業者が一時的にアメリカで自営活動を行うのであれば、引き続き日本の社会保障制度に加入することになりますが、長期的にアメリカで自営活動を行う場合はアメリカの社会保障制度に加入することになります。また、日本で自営業をしていない人がアメリカで初めて自営活動を行う場合は、アメリカの社会保障制度に加入することになります。

お見逃しなく！

日本の社会保障制度に継続して加入し、アメリカの社会保障制度への加入を免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を社会保険事務所から受ける必要があります。なお、「適用証明書」の交付を受けるためには、以下の条件を全て満たす必要があります。

1. 日本の年金・医療保険制度に加入していること
2. 日本の事業所との雇用関係が継続していること
3. 派遣期間が5年以内であると見込まれる場合であること
4. アメリカに派遣される直前に、原則として6ヶ月以上継続して日本で雇用され就労していたこと

お問い合わせ先：税理士法人わかば

TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991

Mail：info@wakaba-tax.com

情報提供：ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）ASGマネジメント（株）